
第1章 はじめに

- | | | | | |
|---|---------|---|---|---|
| 1 | 景観計画の背景 | P | 1 | ～ |
| 2 | 基本的事項 | P | 3 | ～ |
| 3 | 景観計画の区域 | P | 5 | ～ |
| 4 | 奥出雲町の現状 | P | 6 | ～ |
| 5 | 景観形成の体系 | P | 7 | ～ |

第2章 奥出雲町の歴史と景観の現状

- | | | | | |
|---|---------|---|----|---|
| 1 | 奥出雲町の歴史 | P | 8 | ～ |
| 2 | 本町の景観特性 | P | 18 | ～ |
| 3 | 景観形成の課題 | P | 24 | ～ |

第3章 景観計画の理念と方針

- | | | | | |
|---|-----------------|---|----|---|
| 1 | 基本理念 | P | 26 | ～ |
| 2 | 基本目標 | P | 28 | ～ |
| 3 | 良好な景観形成に関する方針 | P | 30 | ～ |
| 4 | 景観計画重点区域の設定について | P | 33 | ～ |

第4章 良好な景観づくりに関する方針と行為の制限

- | | | | | |
|---|---------------------------|---|----|---|
| 1 | 条例で定める届出行為 | P | 37 | ～ |
| 2 | 景観形成基準 | P | 38 | ～ |
| 3 | 景観重要建造物の指定の方針 | P | 40 | ～ |
| 4 | 景観重要樹木の指定の方針 | P | 41 | ～ |
| 5 | 屋外広告物の表示等に関する行為の制限 | P | 41 | ～ |
| 6 | 景観重要公共施設の整備に関する基本的事項・整備方針 | P | 41 | ～ |

第5章 良好な景観づくりの推進

- | | | | | |
|---|------------------|---|----|---|
| 1 | 住民、事業者、町による景観づくり | P | 42 | ～ |
| 2 | 今後の具体的な取組みについて | P | 45 | ～ |
| 3 | 景観計画の見直し | P | 48 | ～ |
| 4 | 施策体系について | P | 49 | ～ |
-

1 景観計画の背景

私たちのまち奥出雲町は、島根県の東南端に位置し、船通山、吾妻山を代表とする中国山地の嶺を隔て鳥取県と広島県に接し、神話に名高い斐伊川の源流域にあります。

八百万（やおよろず）の神々が集うといわれる出雲地方の中でも、この奥出雲の地は、古事記、日本書紀に登場するヤマタノオロチ退治の舞台で、スサノオノミコトが降臨したと伝える出雲神話発祥の地として知られています。また、古くからたたら製鉄で栄え、今でも世界で唯一、たたら操業を行い日本刀の原料となる「玉鋼（たまはがね）」を生産することで、全国的に周知されています。

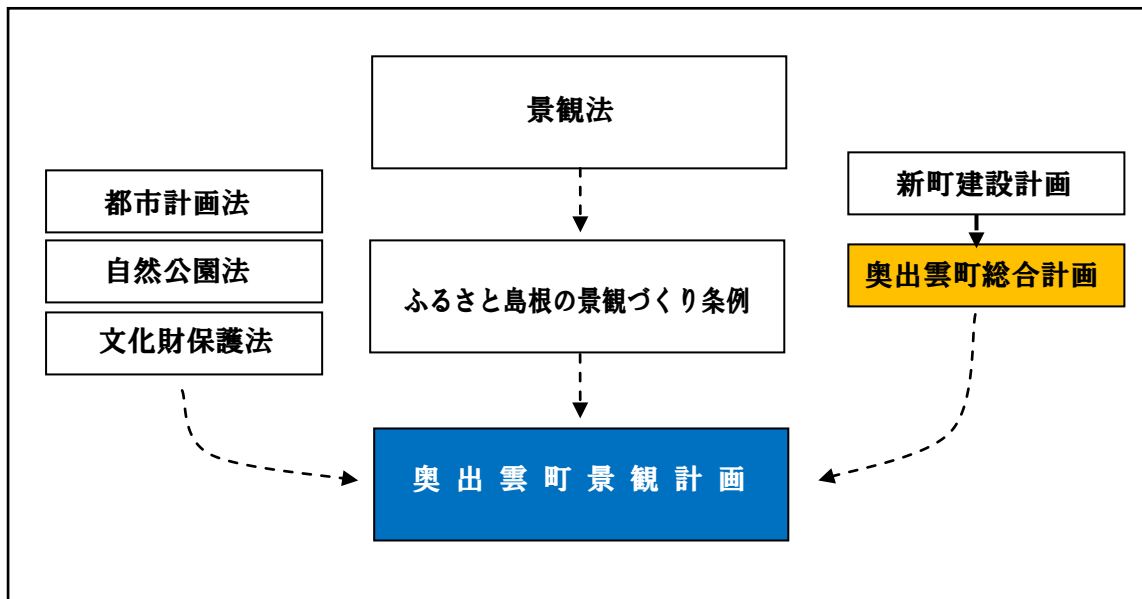
一方、地理的に山間の地域であるため、若者世代の流出や少子高齢化といった大きな課題も抱えています。これまでのインフラ整備を中心とした施策から、特産の仁多米、奥出雲椎茸、和牛、地酒をはじめ、自然に育まれた地であるが故に形作られた地域資源を活用し、新たな産物の開発など、地域ブランド化による産業の振興を進めています。

また、神話時代からの歴史文化や四季折々に彩られる恵まれた自然環境など豊富な地域資源を活かした観光の振興にも力を入れています。

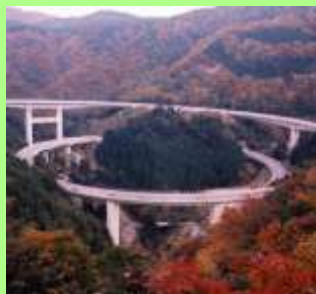
さて、永い年月を経て時代や人々の生活との融和により形づくられてきた今日の景観は、町民の心にやすらぎを与え、来訪者にも喜びと感動を与えるかけがえのない共有の財産です。

いま、私たちは、この自然、歴史、文化、伝統に裏打ちされた美しく豊かなこのまちの景観を見つめ直す時がきています。皆がその大切さを改めて認識し、また共有し、悠久の時をつないだ先人に敬意と感謝の念を抱きつつ、私たちの子どもたち、またその次世代を担う人々が、この地に生まれ、育ったことに喜びと誇りを感じられるよう継承することが求められています。

このまちの豊かな景観を保全、整備、活用していくため、景観法及びふるさと島根の景観づくり条例の理念並びに奥出雲町総合計画との整合を図りながら、景観形成基準の策定等を行い、奥出雲らしい良好な景観づくりを進めていきます。



日本の棚田100選「大原新田」



おろちルーフ「日本最大級の二重ルーフ」



亀嵩温泉「玉峰山荘」



船通山に群生するカタクリの花



国指定重要文化財「櫻井家住宅」



国登録有形文化財「絲原家住宅」



世界で唯一日本刀の原料となる玉鋼を製造する「日刀保たたら」



国指定名勝天然記念物「鬼舌振」

2 基本的事項

(1) 景観とは

景観とは、山があり、川があり、まちがあるという目で見える「景」と、人が目にし、感じることを「観」で捉えられる、まちの表情や印象です。

景観を形成する要素は、山、川などの自然、建物、道路、公園などの町並み、地域の活動や祭り、行事などの人々の活動が一体となって構成されるものです。

良好な景観として認識される多くのものは、そうした目に映るまちの景色だけでなく、地域における人々の生活や生業及び風土などの文化的・歴史的な心に息づくものまで幅広いものを捉えます。

良好な景観は、自然等の地域資源の上に長い歴史を経た人々の営みが徐々に積み重ねられ、住民によって形成された一つの作品であり、住民共有の「宝」であると言えます。



(2) 景観計画とは

景観は、(1)で述べたとおり、歴史、地勢や生態系などの風土、文化や伝統、私たち一人ひとりの暮らしや経済活動などによって形成されます。

つまり、景観とは人々の営みと自然との関わり合いによって形成されていくものです。

今日の奥出雲町の景観も自然の中での先人たちの営みにより形づくられ、常に時代とともに変化し、これからも変化し続けます。

この地で暮らす私たち町民、そして次世代にとって、また町外から訪れる人々にとって、『奥出雲らしい景観とは何か、何を守り、何を変えていくべきなのか、またそのためにはどうすればよいのか』、そのことの道しるべとなるものの一つが景観計画です。

景観計画は、景観法に示された内容を基に、奥出雲町が独自に策定するものです。まず、対象となる一定の区域（景観計画の区域）を定めることとなります。次に町民が共有できる景観のあり方や目標である奥出雲町らしい景観特性や景観像を達成するための良好な景観形成に関する方針と、それを実現するための行為の制限に関する事項を定めます。

また、景観計画の区域にある建造物、樹木、屋外広告物、公共施設の他、農業振興地域や自然公園の領域などについても、全体が調和し、一体的景観形成を行っていくことが望まれることから、景観計画に即した整備や規制などを定めることができます。

つまり、これからの奥出雲町は「このような町でありたい。このような町として見られたい」というメッセージをランドデザインに示し、持続的な町づくりを行おうとするものです。

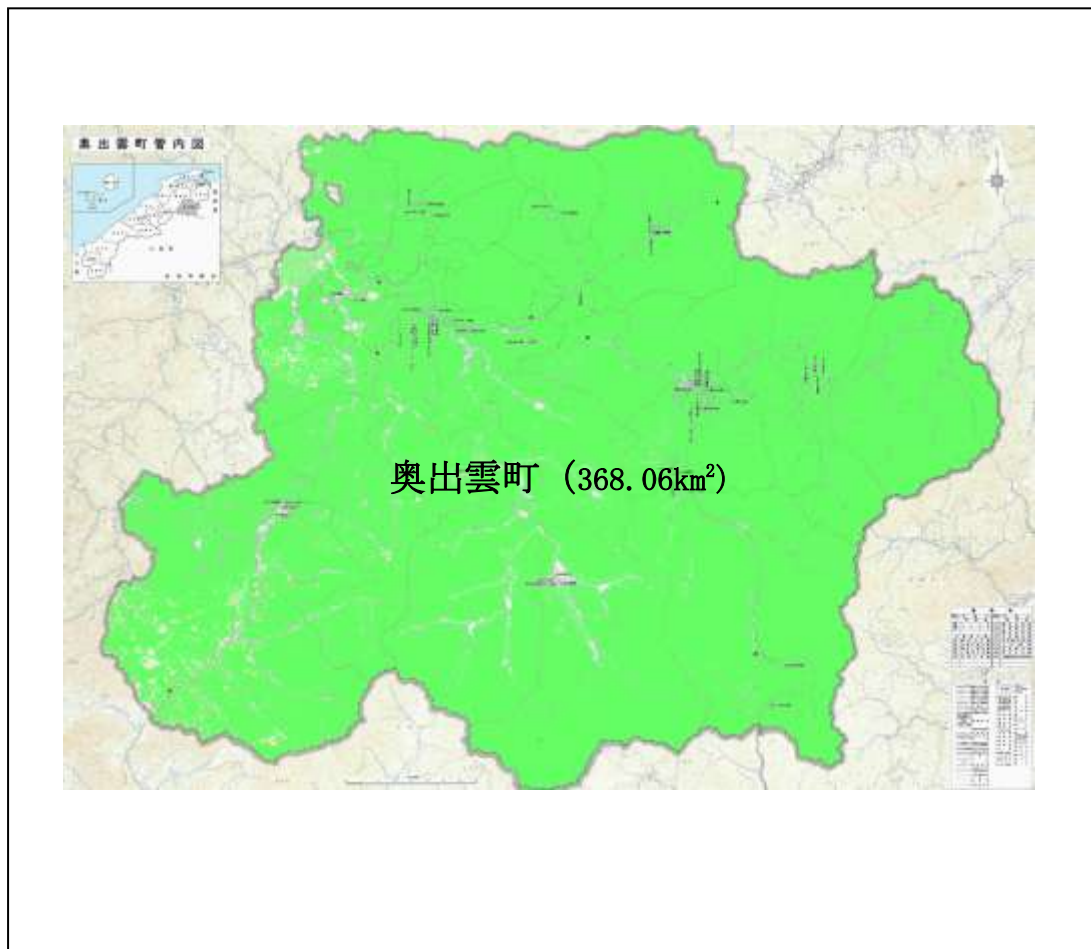
先人から受け継いだ魅力ある景観を未来へ継承しつつ、良好な地域づくりを目指します。

3 景観計画の区域

奥出雲町全域を景観計画区域に定めます。

奥出雲町では、地域の特性を活かし、保全・修復・創出を図りながら一体的なものとして良好な景観の形成を図るために、奥出雲町全域を景観計画区域として定めます。

これにより、景観計画に定める方針、届出対象行為や行為の制限の対象区域を町内全域とし、町内すべての地域において景観法に基づく施策を活用します。



4 奥出雲町の現状

奥出雲町は周囲をおよそ250mから700mの山間地域で全体の約83パーセントは森林で占められ、南西部は猿政山、南には吾妻山が、北には船通山など1000m以上の山々が連なって、中国山地の脊梁を形成しています。これらの峰々を水源として、急な流れが深い谷をつくり、斐伊川本流にそそぎ北西に流れています。川に沿って上流から運ばれた土砂や石が堆積し、斐伊川に沿う三成連坦地、横田盆地、支流に沿う阿井川流域、亀嵩川流域、下横田川流域、大馬木川地域などに平地が開けています。川岸にまるい石や砂が平らに連なっている河床や今の川より高いところに平らな河床が残る段丘もあり、川の働きを知ることができます。

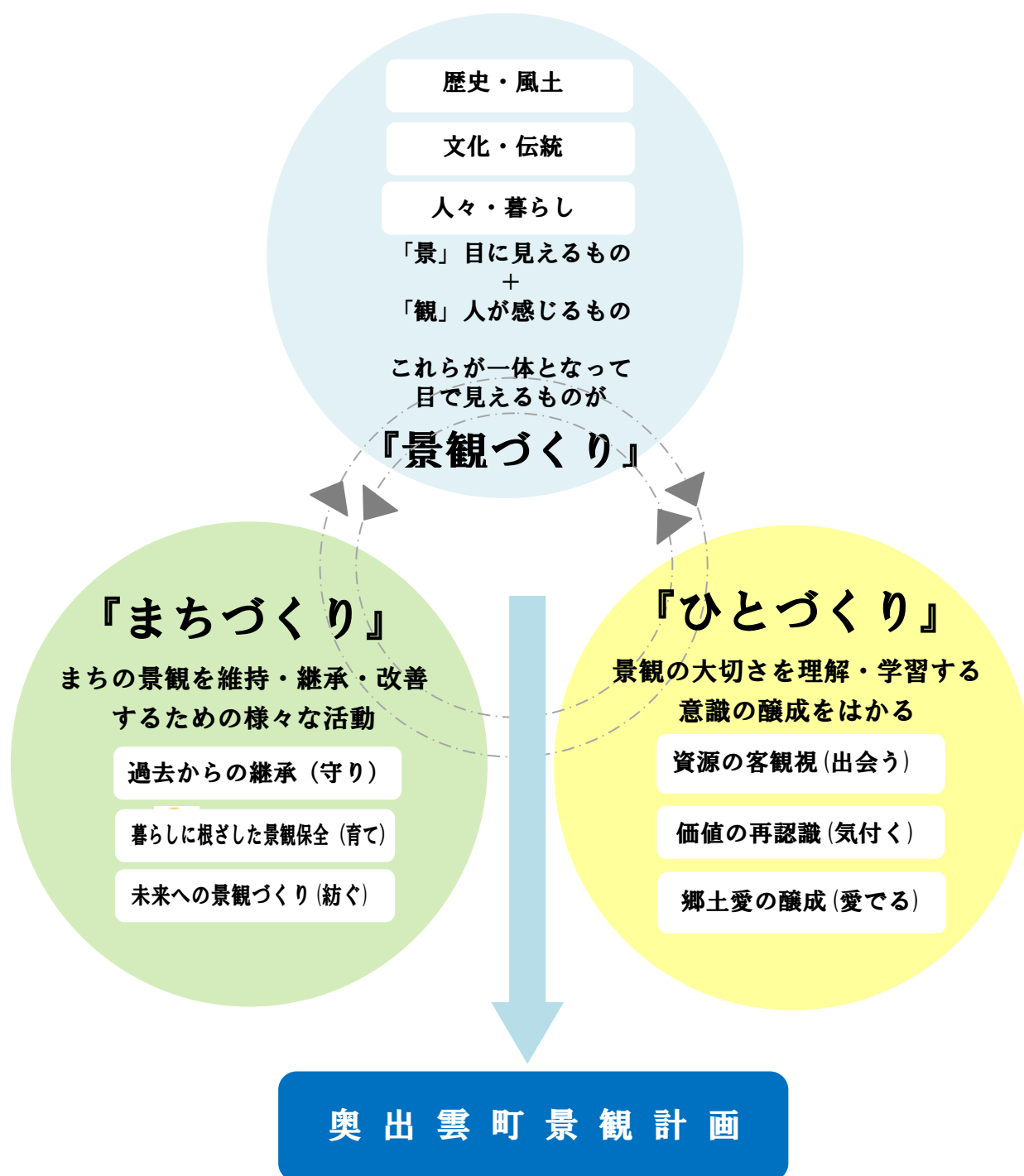
また、町内には江戸から明治にかけて盛んに行われた「鉄穴流し」で、山すそを切り崩したり、土砂で谷を埋めたりしてできた平坦な土地が分布し、鉄穴流しや農地に利用するための灌漑用水路や谷奥にため池などがありました。

奥出雲町の気候は、7月から9月にかけて、高温多雨で、台風の多い9月に雨量が最も多く、冬季は、北西の季節風によって、雪を降らせ山沿いは深い雪に覆われます。また、6月中旬から約1か月は梅雨の季節で、雨の日が続き、崖崩れや川の氾濫などの災害を起こすことがあります。近年は河川の改修がひろく行われ、こうした災害の多くは防げるようになりました。松江气象台の長年の統計によると、曇りの日は年間で約40%、雨の日は約20%であり、年間の約60%を曇りと雨の日が占めています。農林業には適した気候で、昔から良質な米を作り、豊かな森を育て、木材や木炭を生産してきました。

出雲国風土記では、仁多の郡の条の冒頭で『此の国は、大きくも非ず、小さくも非ず。川上は木の穂刺しかふ。川下は阿志婆布這ひ度れり。是は尔多志枳小国在り。故、仁多と云ふ。』

と記述されています。この郡名の由来となった大穴持命の発言は、広すぎもせず狭すぎもせず、生活空間として適度なまとまりのあるこの郡の空間的広がりについての最高の褒めことばだろうとされています。

5 景観形成の体系



歴史・風土、文化・伝統、暮らしなどが一体となったものが景観(景観づくり)であり、その景観を維持・継承・改善するための様々な活動(まちづくり)を行い、それとともに景観の大切さを理解・学習する意識の醸成(ひとづくり)に努めることにより、よりよい景観の形成を目指します。

1 奥出雲町の歴史

本町の歴史や文化は、古事記、日本書紀の舞台という悠久の歴史をもち、多くの神話伝承地を残しています。

また、本地域は山陰と山陽を結ぶ要衝の地に位置していることから、中世・戦国期には尼子氏、毛利氏の戦いの狭間に置かれ、尼子氏滅亡後、毛利氏の支配下に置かれました。数々の攻防の舞台となり、多くの山城が築かれ、その面影は城址として、それぞれの地域に残っています。

特に、出雲国風土記に鉄の産出地として記され、明治初めまで国内の一代鉄生産地として栄えましたが、たたら製鉄は明治時代中期以降、洋式近代高炉の操業や安い洋鉄により衰退を余儀なくされました。

その後、日本刀の原料である「玉鋼」が枯渇したことから、昭和52年に財団法人日本美術刀剣保存協会によって再びたたら製鉄の炎があがりました。

鉄穴流しによる砂鉄採取にて形成された大地では、斐伊川源流の清冽な水、昼夜の温度差のある気候の中で仁多米を育みました。また、有力なたたら経営者であった鉄師等により和牛の改良が行われたほか、豊富な山林資源を利用して木炭を生産しました。このように、たたら製鉄は本町の産業基盤の礎となりました。

さらに、たたら製鉄により生産された良質の鉄を原料として優れた刃物が造られ、堅木を加工する技術が発達し、「雲州そろばん」や木工芸などの地域産業が生まれました。雲州そろばんは、最盛期には全国の約70%のシェアを誇っていました。卓上計算機の発達などにより生産量が減少していく中で、現在も工芸品などの伝統産業として脈々と受け継がれています。

そして今、本町に息づいてきた歴史や文化を活かした魅力あるまちづくりが進められるとともに、地域の特徴ある産業や生活文化、豊かな自然や美しい景観をそのまま観光・交流のための資源とする新たな取り組みが展開されつつあります。このように古代から神話や歴史、文化、産業など様々な面で密接な関係を築きながら地域づくりが進められています。

(1) 布勢地区

松江に通じる要衝で、仁多郡の玄関口として古来より旅人や産物駄送の往来が多くあった地域であるとともに、スサノオのヤマタノオロチ退治神話にまつわる伝承地を幾多も残しています。



狭隘ながら、整った街並みを残す布勢（現在）

出雲国風土記によれば、大穴持命（大国主命とも言う）が仁多郡におこしになった際に宿泊したところとして、泊まり「臥せ（横になって寝るの意味）」られたという意味で「布世」となったと記載されています。また、旅宿や施食をもって往来人の困難を救う半官的布施屋が設けられたので、この地名が生まれたとも言われています。三所は、大穴持命が「この田んぼは大変よい田んぼである。だから自分の御地（みところ）とする」と言われて名付けたとされています。

鎌倉時代、北条時頼の後室で時輔の実母は、「三所比丘尼妙音」と名乗り、三所を拠点に横田庄の地頭となっています。このことから、当時の政治の中心地であり、また中央とのつながりの深さが伺い知れます。

戦国時代になるとスサノオが居を構えたと伝承を残す須我非山に三沢氏の出城とされる山城が築かれました。今日では、そのまま「城山」と呼ばれ、大人山や岩伏山などとともに親しみ仰ぎ見られています。

江戸時代、松江城下との主要往還であったため、仁多郡中の上納米や農産物が佐白に集められるなど、流通の拠点地域として発展を遂げました。明治になり、特に難所であった樋の谷峠が整備されたことにより、いよいよ人や馬の往来が多く、四輪馬車が米、木炭、繭等を積んで鉄輪の音を響かせ、流通中継地として、また宿場として三成をしのぐほどの繁栄ぶりでした。

また、八代の町並みは狭隘でありながら、整った町並みが形成されています。布勢村史によると明治時代までは田園風景であったものを、当時の地元の有力者の先見によって道路の付け替えなどが行われ、大正時代に今の八代集落の町並みができあがったといえます。今で言う都市計画事業がなされたと言えます。

今日、尾原ダム建設に伴い一部の歴史景観は失われてしまいましたが、まともりのある集落が残っています。

(2) 三成地区

風土記時代には三成は三沢郷の一部であったことが知られています。鬼の舌震は、ワニとタマヒメノ命の伝承地として「恋山」と登場します。巨石・奇岩・甌穴からなるV字溪谷は今にその物語を伝え、国名勝及び天然記念物に指定されています。今日もなお、風土記で記された風情を味わいに訪れる者があとを絶ちません。



三成愛宕祭りの様子（昭和初期）

地理的に見ると本町の中心に位置していますが、矢谷や高尾の一部を除き耕地に恵まれず、中世まであまり注目されていませんでした。

しかし、近世初頭の寛文四年（1664）、良質な米生産地域であった奥出雲の租米の輸送向上のため、藩は川方（舟付場）を設置することを決定しました。善勝寺を川方御用寺として三所の石原から移し、本地域唯一の菩提寺として今日に至り、三成の市街を見下ろしています。

この川方の設置により、農作物等の輸送の集積地として急速に栄え、今日の市街地の礎を築きました。後に三成駅場と呼ばれ、郡内各地へ道が通じると、横田から郡屋などが移され、政治と交通の中心となりました。

明治になって文明開化の波が地方まで及んで、仁多郡役所や警察署などが、加えて製糸工場、製鉄工場が置かれ、いよいよ行政と経済の中心が三成になりました。さらに木次線の開通により、ますます発展し、宿屋、飲食店、商店が軒を並べつらね、年末のブリ市には近郷はもとより高野町の人々など郡内最大の歳の市として大いに賑わいました。

ところが、戦争で疲弊し本土決戦が叫ばれる昭和20年4月に大火があり、三成の町並みはもとより、連担地であった矢谷、里田、石原、湯の原の一罹災してしまいました。

しかしながら、温かい相互扶助に助けられ、人々は嘆き悲しむことなく復興への努力を重ね、今日では仁多地域の中心市街地として元より増して素晴らしい町並みが形成されています。300年余り継承されている愛宕祭りも変わることなく賑わいを見せ、一夜城が在りし日の思いを馳せてくれます。

また、高台に奥出雲病院、島根リハビリテーション学院、中学校、ホッケー競技場をはじめ総合運動場を配し、福祉・文教ゾーンの整備も進んでいます。

(3) 亀嵩地区

郡は仁多郡の中心として郡家が置かれたことで知られ、大領原、内裏原などの字名を残しています。ここ周辺には古代豪族の墓である常楽寺古墳は人物埴輪を出土し、郡内最大の岩屋古墳、円面硯や墨書土器などが発見されたカネツキ免遺跡が往時の姿を明らかにしています。また、高田寺は天平時代にさかのぼるといわれ、その跡を残しています。



郡に広がる田園（現在）

出雲国風土記に載る玉峯（峰）山の西の谷奥に三沢氏により亀嵩城が築かれました。亀嵩の町並みは同城下としてはじまり、三郡山を越えて、能義、大原、松江方面へ出る通路や伯太、安来に通じる要路であったため、のちに交易と宿場として発展したものと考えられています。城麓には、三沢為清の菩提寺である覚融寺があり、裏手にある池泉は同氏の手によるものとされ、茶人千利休の一番弟子であった山上宗二との交流も知られています。

現在も残る亀嵩の中心部の古い町並みは旧街道筋の両側に展開しています。街道西側に十満寺、聞善寺、覚念寺が軒をつらねて建立されている様は、まるで小京都を思わせ、一種独特の町並みをつくりあげています。また、總光寺は16の末寺を数えるほど近郊では稀なお寺で、開祖の不見明見禅師の袈裟は寺宝として今も大切にされ、雨乞いの伝説を残しています。

松江藩9鉄師の一人であった伊豆屋の本拠で、鍋坂山、五万城山、三郡山が連なる北峰の山麓に位置する琴枕、上分、中湯野、久比須にかけては大規模な鉄穴流しが行われたことが見て取れ、今日水田となり人々の生業となっています。

亀嵩を中心として栄えたそろばん工芸は、天保年間、大工の村上吉五郎によってもたらされました。彼の卓越した技術と工夫により作成されたそろばんは名品との評判を得ました。その後、明治に入り、一部の機械化により、量産が可能となり、優れたそろばんを製造し、「亀嵩そろばん」の名声を全国で高めました。

今日では、温泉施設の玉峰山荘や道の駅酒蔵が整備され、観光と癒しの拠点ともなっています。

(4) 阿井地区

阿井の中心部を阿井川が北流し、南西部に鯛ノ巣山、これに対峙するように南の備後国境には猿政山がそびえています。猿政山は、風土記の「御坂山」に比定され「此の山に神の御門あり」と記しています。そして、神代に因む地名と伝説を多く残し、イザナミノミコトが葬られた地と伝え、また山麓には「伊装冊(いざなみ)」という地名が今に残っています。



押輿神事の様子(昭和初期)

阿井川を並行して走る国道432号線は古来よりの主要往還で、風土記時代には政ごとがおこった場合に柵をまわした割(関)が王貫峠に置かれました。この峠を、鎌倉幕府の討幕を企て承久の乱に敗れた後鳥羽上皇が隠岐に流される時に越えたともいわれています。また、日本地図を作った伊能忠敬もこの往還を通り安芸国から日本海に抜けています。

近世初頭、安芸国可部から王貫峠を越えて谷深く抱かれた狭隘な谷間の内容に居を構えた櫻井家は、製鉄業をなし、奥出雲御三家と呼ばれる格式をもつに至りました。菊一印は櫻井の鉄を指し、この良鉄の名声は遠く国友鉄砲鍛冶にも使われるなど、奥出雲の鉄の優秀性が知られています。

広大な敷地に主屋をはじめ付属屋、土蔵が立ち並ぶ鉄師頭取の屋敷構えは威風をはなち、国重要文化財に指定されています。また、眼前を流れる内容川沿いには京もみじが植えられ、周囲と調和した景観は訪れる者の心を和ませ癒してくれます。

鯛ノ巣山麓に位置する福原集落は、吉田に通ずる山道沿いに台地が開けています。良質な砂鉄を産する地域として早くから着目され、鉄穴流しの跡を水田化して集落形成がなされています。そして、半谷を降りると近世初頭に成立した上阿井の中心部を構成する町並みが残っています。櫻井家のたたら製鉄の隆盛とともに形成され、交易と宿場町として成長しました。下阿井は、河岸段丘沿いに水田が開け、谷間沿いは盛んに流された鉄穴跡の面影が見て取れます。

古式に則り豊作の吉兆を占う阿位八幡宮の押輿神事や山上神事など伝統文化を守り続けています。

(5) 三沢地区

三沢の下鴨倉では、縄文時代早期後半から晩期にかけての長きにわたって続いたことを示す下鴨倉遺跡が知られ、古墳時代の墳墓や横穴墓も数多く所在し、古くからの人々の営みがあったことがわかっています。



要害山から見下ろす景色（現在）

この地の由来について、出雲風土記に病弱であった阿遲須枳高日子命が「三澤（津）」と発したことにより、「三澤」となったとしています。ここには清水が湧き出る泉水があり、出雲国造は新任の際に、この泉の水で禊を行ったのち、上京して奏上したとされ、三沢城の三沢池または原田の三津池がその比定地になっています。また、官社として三澤社が仁多郡で最も高い格式をもっていました。そして、風土記に最も詳細に記されているのが三澤郷で、秘めた力をもった土地柄だったことが伺いしれます。

承久の乱の功により、三沢の郷を得た飯島氏は14世紀初頃にこの地に下向し、鴨倉山に居城を構えました。そして、この地の地名である「三沢」を名乗りました。やがて雲国内随一の国人（土着の武将）に成長していき、その後300年余り奥出雲の雄として存在し続けました。地元では「要害山」と呼ばれ、三沢のシンボルとして住民に親しまれています。

今に見る三沢集落は、古刹の蔭涼寺が通りを見下ろし、三沢神社が背に構えて、対面に三沢小学校を配し、まとまりのある集落形成をしています。一見城下町にも見えますが、もともと城下として市がおこなわれた場所は別に「四日市」と地名を残しています。このことから、江戸時代に宿場として町並みが移り成長したものとも考えられています。

大吉集落周辺地は鉄穴水田が広がり、近世末にかけて増し鉦として許可された大吉鉦が櫻井家と田部家の共同吹きとして操業されました。現在も山内跡が残り、製鉄地帯であったことがわかります。

要害山の北麓は、良質の赤目砂鉄を産する雑賀鉄穴が知られ、竹崎の羽内谷鉄穴流し場とともに最後まで流された地域でもあります。

途切れることのないトウトウの名瀑の音が、三沢郷の季節の移り変わりと、悠久の時の流れを感じさせてくれます。

(6) 鳥上地区

斐伊川源流の頂き船通山は、本町を代表する名峰で、スサノオのヤマタノオロチ退治の舞台として周知され、本地区は、この山麓に抱かれた谷間ごとに散村集落を形成しています。

古代から出雲・伯耆の国境をなしており、「日本書紀」には「簸の川上に



船通山を見上げる風景（昭和初期）

所在る、鳥上の峯」、「古事記」には「肥上の河上、名は鳥髪といふ地」、「出雲国風土記」の仁多郡には「鳥上山」とあります。「出雲国風土記」には塩味葛（薬草の紫葛）があると記されているが、現在の植生は山頂に天狗の土俵と称される多年生草木の芝類が茂り、初夏はカタクリの花が咲きます。

龍の駒遺跡によって縄文時代からの人々の営みが見え、鳥上小学校の周辺の河岸段丘地には弥生時代の大規模な集落跡があったことが知られ、「小国」の地名を残しています。また、対岸に佇む鬼神神社は風土記に載る「伊我多気社」であったとされ、横田の郷の正倉も大呂周辺に所在したとする説もあります。

近世に入ると、追谷を本拠とする鉄師ト蔵家が本地域を中心に亀石鉦や龍の駒鉦を稼業し、それに伴う鉄山経営、鉄穴流しが盛んに行われました。特に、主力鉦であった「原鉦」が稼業した追谷集落は、「ト蔵」を冠する“ト蔵橋”が架かり、ト蔵家を中心とした独特な集落形成がなされていきました。また、大呂の福頼・山県は近世半ば以来、砂鉄採取のための鉄穴流しによる跡地の開畑と田成の水田が拓かれ、全国で最後まで稼働した「羽内谷鉦山鉄穴流し場」が、盛んに流された往時の面影を残しています。

安い洋鉄におされ、衰退を余儀なくされたたたら製鉄にかわって、角型熔鉦炉による量産の試みが各地に起こり、特殊鋼を生産していた安来製鋼所が大正7年に鳥上木炭銑工場を設置、本格稼働しました。続いて昭和8年には、「日刀保鉦」の前身である「靖国鉦」が再び炎をあげ、荒木陸軍大將をはじめとする要人の視察が相次ぎ、脚光を浴びました。靖国鉦は、終戦とともに休止しましたが、国登録有形文化財の木炭銑工場は昭和40年まで操業しました。

その後、靖国鉦は昭和52年に「日刀保たたら」として復活し、美術刀剣の原材料の和鋼の生産を始め、今日に至るまで、絶やすことなく“たたら炎”をあげ、たたら製鉄の聖地となっています。

(7) 横田地区

出雲国風土記によると、横田と名付けられた由来は、この地には田んぼが段々に四つばかりあって、その形が横に大変に長いものであったので「横田」と名付けられたと伝えています。また、正倉があったことが記され、豊かな大地であったことがうかがい知れます。



横田多里線改良前の様子（昭和50年代）

風化花崗岩地帯にみる中国山地の

山麓、斐伊川両岸に広がる横田の盆地は、中世には横田庄として岩屋寺、横田八幡宮が所在する中村を中心に栄え、今に幾多の歴史を残しています。

戦国期に北西の高罫山に三沢氏によって藤ヶ瀬城が築かれると、城山の足下と斐伊川を挟んだ南の河原に市場が移され、六日市場・大市場として急速に発展していきました。江戸時代には六日市には代官屋敷などがあり、町の政治の中心部でした。また、銘酒で名高い簸上清酒は正徳2年（1712）にその産声をあげ、醸す麴は300年の歳月を経てさらに深みを増し、「簸上正宗」に代表される清酒は幾多の賞を受賞しています。

六日市と大市の間には、吉重橋が架かっています。文政年間（1818～）の初め頃、安部吉重郎がこの場所に橋を掛けたことがその名の由来となっています。その橋を渡るとJR木次線の路線まで南へまっすぐ大市本通りが続いています。この町並みで異彩を放つのが尖塔を持つ横田相愛教会であり、これは大正12年の建築で、当時山間部では非常に珍しい洋館建築でした。今日では、通りのランドマークとなり、国登録有形文化財に登録されています。

横田の玄関口である横田駅舎は「歴史ある横田にふさわしいものにしたい」との町民の願いにより社殿造りとし、駅前に10間（約18m）の堂々たる道路を整備しました。平成の横田多里線の街路事業も家並み景観を揃えるなど、その心が受け継がれています。

稲田地区に広がる田園は江戸時代天保年間に福田勘兵衛が藩に許しを得て開田したものとされ、地形的にみると鉄穴流しによる水田形成が見て取れます。深山を背にしていなかったため、水量に恵まれず、用水は幾多も点在する溜め池に依存し、今日も活用されています。また、蔵屋集落も大規模な鉄穴流しがわれ、水田が広がっています。

(8) 八川地区

三国山を源流とする室原川（下横田川）が南北に流れ下り、並行して国道314号線おろちループ橋が、平家一夜城伝説を残す平家平に架かり、南の玄関口として本町へ導いています。

この往還は伯耆国、備後国に通じる山陽と出雲を結ぶ主要道で、中世には横田庄の代官として安部氏や石原氏などが降ってきた街道といわれています。

中世初頭、寄進系荘園であった横田庄には、源頼朝が国家安泰を祈願し、横田別宮として、当時中心地であった八川の尾園村（宮谷）に八幡宮（元宮八幡宮）を建立しました。荘園地での「横田」とは当初、八川八幡宮を指し、それ故に下（しも）に所在した集落地域を「下横田」と呼び、今日に至ります。

守護山名満幸は横田庄を横領し代官に降らせた石原氏は、三笠山の下横田城に居館を構えたとされています。このことに端を発し、明徳2年（1391）に明徳の乱がおこり、歴史の舞台となりました。この頃、八川小学校周辺地に市場があつて、栄えていたといわれています。本町で最も古い市場であつたので、後に「古市」と名付けられたと伝えられています。

現在でも古市は往還沿いに家並みが続き、小規模な町を形成しています。昔ながらの旅館や昭和13年に建築された洋風建築の八川郵便局旧局舎は国登録有形文化財に登録されるなど、この古い町並みは中世の名残を留めています。

大谷地区は大規模な鉄穴流しがおこなわれた地域で、すり鉢状に水田形成がなされています。その立地に着目した鉄師絲原家は天明8年に叶谷鉦を雨川の鉄穴鉦に移しました。これに伴い本拠も移し、住居一体型の山内集落が形成され、黒門が構える絲原家住宅は鉄師頭取の佇まいを今に伝えています。また、絲原記念館では隆盛を極めたたたら製鉄の歴史を知ることができます。

三井野原は、食糧増産のため農業報国会島根支部の直営農場が昭和19年に設置され、島根県農兵隊200名によって開墾を開始しました。敗戦とともに開拓農場となり、入植者を募り、徐々に応募者を得て人々の懸命な努力によって今日を迎えています。

昭和28年に広島県より島根県に編入され、高原野菜の先進地として、またファミリースキー場として賑わいを見せています。



三井野原 38豪雪の様子（昭和38年）

(9) 馬木地区

本地区は、風土記時代には阿井郷に属し、大馬木川、小馬木川とその支流域に立地しています。

南の備後国境には風土記の遊託山に比定されている烏帽子山、古事記に見える比婆山に葬られたイザナミを訪ね降りたイザナギが「嗚呼、吾が妻よ」



田おこしをする様子(昭和初期)

と叫んだとする吾妻山がそびえています。また、北嶺には日尊上人が経を納めたと伝える仏山を配し、中央に八笈山から南北に派生する尾根が大馬木と小馬木を分かち、この頂には馬來氏が夕景城を構え、馬木全域を見渡しました。これら、由緒ある山々が裾野を広げ、その谷間に集落が形成されています。

14世紀になると山名氏の一門で摂津国馬來郷を領していた馬來氏綱が横田庄の西隣である馬木郷に着目して移り来て、既述の夕景城を築き、のちに冬の居城といわれる小林城を構えて領しました。

さて、本地区には現在4ヶ寺所在し、そのすべてが日蓮宗であり、日蓮宗開祖日蓮の孫弟子日尊上人開祖の京都の本山要法寺に属しています。日尊上人は諸国行脚の途中、36の寺院を建立したとされ、その最初が古刹の安養寺といわれています。3世住職の日源は本山要法寺の6世貫主となった高僧として知られ、他に3名貫主を輩出しています。また、得意な囲碁で破れて庭に投げ置かれた碁盤から萌芽したとの伝説を持つ「金言寺の大イチョウ」も、改宗の経緯を今に伝え、田園風景と調和する茅葺屋根に色づく大イチョウを愛でに訪れる者はあとを絶ちません。

そして、日源の信仰と学徳により入信した馬來氏は残る郷内すべての寺院を日蓮宗に改宗させました。その伝統は今なお続いており、地区内各地に点在する路傍の石仏が日蓮の郷を物語っています。

戦国の世が終わると、絲原家は備後国を越え大原の湯の廻に移り住み製鉄業をはじめました。先んじて鉦を吹いていた杠氏が隆盛を極めていたことも所以と思われ、各所に鉦跡を残しています。

高野に通じる俵原越の折渡も盛んに鉄穴で流された面影を残し、吾妻山北麓は良質な砂鉄が産する地質で、渋谷や棚田百選に選ばれている大原新田を拓き、豊かな大地で育まれる良質な馬木米は周知のとおりです。

2 本町の景観特性

(1) 本町の景観特性の概要

本町は、船通山や鯛ノ巣山などの悠久の歴史を見つめてきた中国山地の名峰に囲まれ、長い時を刻みながら、流れ続けている斐伊川など、豊かな自然環境を有しています。

それに裏付けされて積み重ねられた歴史文化のもとに、多様な景観の礎が築かれてきました。

古事記、日本書紀で語られるスサノオのヤマタノオロチ退治神話をはじめとする伝承地は数多く残り、神話時代の風致を感じさせてくれます。また、出雲国風土記に登場する地名や神話などは、人々の心に受け継がれて語り継がれています。さらに中世戦国時代を物語る三沢氏の居城であった三沢城などの城郭や、中世に由来して形成された町並み景観も、その面影を今にとどめています。

そして、隆盛を極めた「たたら製鉄」によって本町の景観がもっとも特色づけられたといっても過言ではありません。

長い年月にわたって行われた鉄穴流しによって、今日の広大な大地が築かれ、黄金に輝く実りは奥出雲仁多米として特産品となりました。また、かつて鉄山であった林野は、将来を夢見て盛んに植林がなされていきました。

冬に立ちあがる、たたら製鉄の炎は奥出雲町の景観を形成しながら、歩んできたものです。

今日の景観は、先人たちが日々の営みにより、少しずつ長い歳月を経てつくられたもので、地域の人々の生活や生業及び当該地域の風土によって形成され、生活のなかに溶け込んでいる身近なものです。

しかしながら、景観をつぶさに見つめると、その地で育まれた歴史文化や風土を色濃く残し、これに地域ごとの独特な風致があいまって、それぞれ固有の景観をつくりあげています。ここに奥出雲町の景観の特性が見いだされており、本町の景観を構成する中核となる要素です。

以上のように、豊かな自然環境に先人たちが生活や生業などの営みによって働きかけて形成された景観は、本町の景観の本質的価値を示すもので、地域の景観形成プロセスを理解し、継承していくうえで欠くことのできないものです。

(2) 景観資源の特性別分類

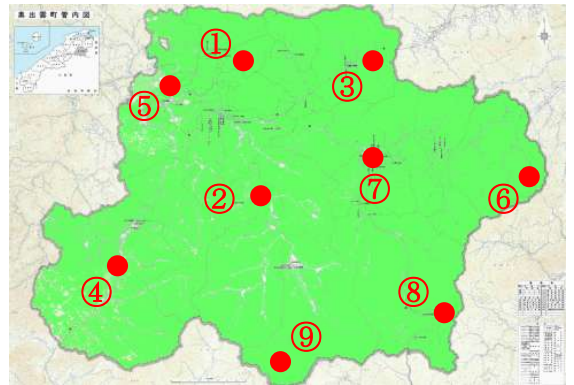
本町の景観資源の特性として次の5つがあげられます。



—とぎのけしき— 季節を愛でる自然的景観資源

季の景

春には記紀神話に登場する船通山（鳥髪
の峰）に群生する「カタクリ」の花が咲き、夏
は山々が深緑に包まれ、小川に蛍が舞い、秋
には巨岩・奇岩が無数に存在する「国の名勝
及び天然記念物 鬼の舌震」が紅葉に包ま
れ、冬にはすべてを包み込む雪景色など、奥
出雲には四季折々の様々な資源があります。



①城山からの景色（布勢地区）



②鬼の舌震（三成地区）



③玉峰山（亀嵩地区）



④鯛ノ巣山（阿井地区）



⑤要害山からの景色（三沢地区）



⑥船通山（鳥上地区）



⑦斐伊川（横田地区）



⑧三井野原の山々（八川地区）



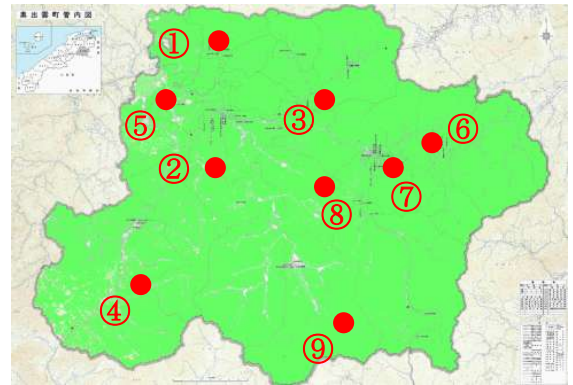
⑨吾妻山（馬木地区）



－こめのけしき－ 仁多米がつなぐ生産的景観資源

米の景

鉄穴流しによって拓かれた豊潤な大地と昼夜の寒暖差等自然条件に恵まれ、銘柄米「コシヒカリ」を中心に「仁多米」の産地であり、幾重にも重なる棚田が広がります。秋には天日で乾燥させるため「はで」が並びます。また、開畑農地の花咲くそば畑など生業に関連する景観があります。



①佐白町付近の棚田（布勢地区）



②矢谷に広がる棚田（三成地区）



③亀嵩農道付近の田園（亀嵩地区）



④鯛ノ巣山と田園（阿井地区）



⑤要害山の麓(三沢地区)



⑥船通山と田園（鳥上地区）



⑦蔵屋に広がる田園（横田地区）



⑧一面に広がるそば畑(八川地区)



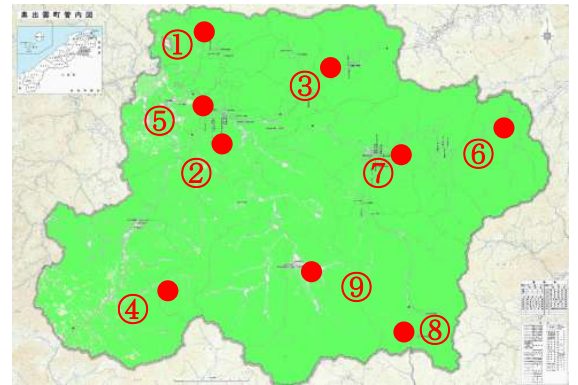
⑨大原新田の棚田（馬木地区）



—にぎわいのけしき— 潤いと賑わいのある暮らしの景観資源

賑の景

幹線道路やJR木次線沿線は本町の景観動脈であるだけでなく、訪れる人々のアクセス経路であり、潤いと賑わいのある町並みが形成されています。三成地区のLED発光ダイオードを使用した街路灯の町並みや横田地区の街路事業による町並みは景観形成に良好な役割を果たしています。



①尾原ダム周辺（布勢地区）



②三成公園（三成地区）



③玉峰山荘（亀嵩地区）



④一味同心塾（阿井地区）



⑤みざわの館（三沢地区）
H24.4オープン



⑥わくわくプール（鳥上地区）



⑦横田多里線街路（横田地区）



⑧おろちループ周辺（八川地区）



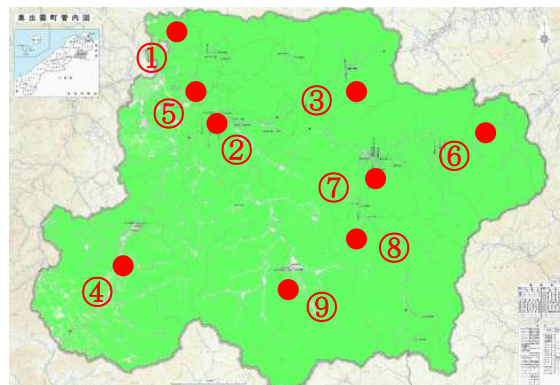
⑨馬木幼稚園周辺（馬木地区）



—さとのけしき— 郷土愛を育む歴史・文化的景観資源

郷の景

古事記、日本書紀、出雲国風土記まで歴史はさかのぼり、布勢の元結い掛けの松、鏡ヶ池、長者屋敷や稲田神社、産湯の池、三沢の三津池、三沢池など多くの神話の舞台が今なお残っています。また、伝統文化である阿井の押輿祭り、鳥上の愛宕祭りなども大切に守り続けられています。



①鏡が池周辺（布勢地区）



②三成愛宕祭り（三成地区）



③湯野神社（亀嵩地区）



④押輿祭り（阿井地区）



⑤三沢城武者行列（三沢地区）



⑥大呂愛宕祭り（鳥上地区）



⑦稲田神社（横田地区）



⑧郷土資料館（八川地区）



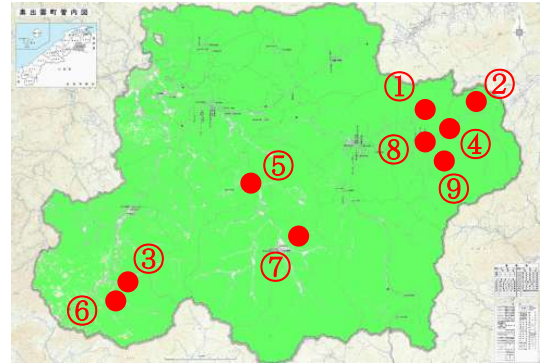
⑨金言寺の大イチョウ（馬木地区）



—てつのけしき— 連綿と続きたたら製鉄の景観資源

鉄の景

風土記時代から連綿として山を削り、砂鉄を取り、たたら製鉄を営みながら、鉄穴流跡地を水田に拓いてきました。現在も古代からの技法により世界で唯一操業している「日刀保たたら」のたたら製鉄をはじめ、絲原家、櫻井家、ト蔵家などを中核とし、本町の特出すべき景観を形成しています。



①鳥上木炭銑工場（鳥上地区）



②羽内谷鉾山鉄穴流し本場（鳥上地区）



③角炉伝承館（阿井地区）



④旧ト蔵氏庭園（鳥上地区）



⑤絲原家住宅（八川地区）



⑥櫻井家住宅（阿井地区）



⑦大原新田（馬木地区）



⑧鉄穴残丘（鳥上地区）



⑨鉄穴流しより形成された水田（鳥上地区）

3 景観形成の課題

(1) 季の景 －ときのけしき－ 季節を愛でる自然的景観資源

広大な林野が占める本町は、中国山地の稜線で囲まれ、そこから派生する谷々が源流となり、下流域で斐伊川に合流しています。この山並みなどの自然景観は、本町の景観形成上の基盤となるものです。

近年、社会情勢や高齢化等により、森林資源に目が向けられず、松くい虫や竹林の無秩序な増殖など、一部で荒廃が進み、良好な山村景観を乱しつつあります。また、林道整備や生活インフラ整備に伴う鉄塔建設などの開発行為により、眺望を阻害する場合があります。河川等の水辺景観をみると、土砂堆積による葦の繁茂や護岸改修などにより水辺に親しみにくくなっています。

四季が織りなす初夏の薫風、そして水のせせらぎや秋の紅葉などは、人々を和み癒してくれます。森林の適正な維持管理のための林道整備やインフラ整備も必要不可欠なものであり、心の豊かさと潤いをあたえる自然景観との調和と配慮による開発行為がなされるよう調整・誘導する必要があります。

(2) 米の景 －こめのけしき－ 仁多米がつなぐ生産的景観資源

本町は有機質に富んだ肥沃な土壌と、斐伊川源流のミネラルをふんだんに含んだ清らかな水、そして昼夜の寒暖差など、米の生産条件に恵まれ、良質米の産地として知られています。

しかしながら、米価の低迷や担い手不足により、離農が少しずつ進行しています。また、転作水田や畑作農地では様々な農作物の生産を試行錯誤していますが、安定的な経営に至らず耕作放棄地が増加する傾向にあります。

春秋に彩る水田や広大な花咲くソバ畑など、本町の実りの景観を持続的に維持していくため、地域コミュニティでの連携協力や担い手支援、安定的な農業経営ができるよう環境整備が必要となっています。

(3) 賑の景 －にぎわいのけしき－ 潤いと賑わいのある暮らしの景観資源

奥出雲町は国道314号、国道432号の2路線が横断しており、また、JR木次線沿線を中心とした町並みが形成されています。

三成駅前や横田駅前の統一感を持たせた街並み景観は、往来する人々に活気と賑わいを感じさせてくれます。

しかし、幾多の歴史文化を積み重ねて形成されてきた各地区の街並みには、

モザイク状に空き家が見受けられはじめました。景観の問題はもちろん、防犯面でも課題が出始めており、何らかの対策が求められます。

これと同時に、商店街の空き家店舗や遊休地の有効活用等を促進し賑わいを兼ねそろえた景観づくりも必要です。

また、奥出雲の山あいを走り抜けるトロッコ列車「奥出雲おろち号」からの景色は絶景ではありますが、一部で景色を損ねているものもあります。

これらのことを踏まえて、元気で賑わいのある町づくりと景観形成の両立を図っていくことが必要です。

(4) 郷の景 **－さとのけしき－** **郷土愛を育む歴史・文化的景観資源**

本町には、記紀神話で登場する神話伝承地や、風土記に載る三沢社や伊我多気社など歴史的建造物も残っています。また、晩夏を飾る愛宕祭りや、それに映し出される田園風景など“ふるさと”の景観を見せています。

これらの素晴らしい故郷の景観は、歴史的・文化的にも価値があるものにも関わらず、周知されていないことや情報発信不足、さらには誘導サインや維持管理が不十分であるために、誘客力に乏しい点があげられます。したがって、情報発信力を高めるなど町内外に誘いかけが求められます。

また、守り継がれてきた歴史的・文化的価値のある風景を標識や電柱、ガードレールなどの新建材により雑然化してしまうことがあります。そのようなことを防ぐため、色彩に配慮したものが今後、ますます必要になります。

(5) 鉄の景 **－てつのけしき－** **連綿と続くたたら製鉄の景観資源**

櫻井家、絲原家、ト蔵家は歴史遺産として保全整備され、これらの景観資源は観光交流地として活用されていますが、たたら製鉄がもたらした歴史的景観の一部に過ぎません。

これは、鉄穴流し跡は水田に姿を変え、たたら製鉄の跡地は林野に埋没しているため、認知性が低く、価値が見いだされていないことに原因があります。

今後は歴史的な風土を培った貴重な地域資源として有効に保全活用していくため、認知性を高めていくことが必要です。

たたら製鉄に伴う文化的景観は、本町の特出すべき景観であるとの共通認識を持ち、地域住民の生活に配慮しつつも、歴史遺産と調和するよう景観形成を進めていくことが求められています。

1 基本理念

奥出雲町総合計画において、目指すべき将来像を

『心豊かで潤いと活力ある奥出雲』

～笑顔と語り、元気あふれるまちづくり～

と定めており、まちづくりの基本理念として、以下の3つとしています。

- 基本理念Ⅰ 「活力に満ちた元気なまち」
- 基本理念Ⅱ 「心豊かに語りあえるまち」
- 基本理念Ⅲ 「潤いにあふれる笑顔で暮らせるまち」

上記の町総合計画等を受けて、景観計画における景観形成の基本理念を下記に示します。

『縁（えにし）による景観づくり』

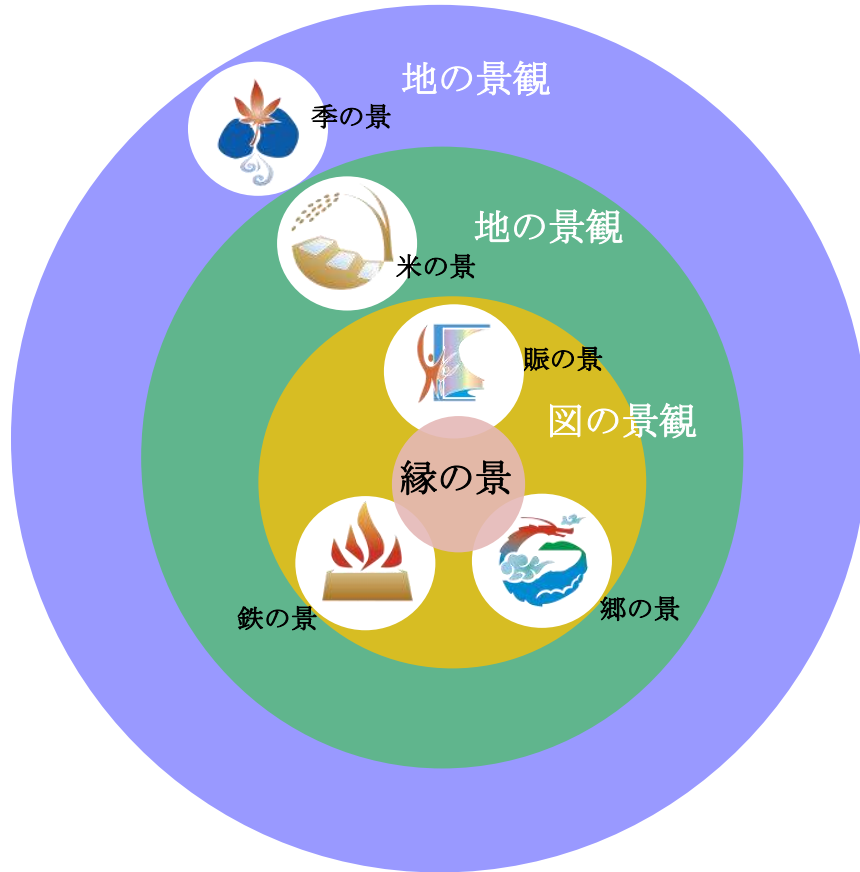
鉄と米賑わう季の郷縁の景 奥出雲

自然と歴史が織りなす奥出雲の景観は、先人の生活文化の蓄積の上に形成されてきました。

こうした景観は、地形のつながり、歴史のつながり、文化のつながり、人と人とのつながりの中で形成された「縁（えにし）」の景観といえます。こうした「縁（えにし）」を大切にした景観形成を進めることで、奥出雲の魅力を高めながら、誰もが暮らし続けたい、訪れたいと思える景観づくりを進めます。

奥出雲町の特性を活かした良好な景観形成を進めていくために、地域特性に応じて全町の景観計画区域を区分します。奥出雲町には景観の基盤「地」となる自然的景観「季の景」、生産的景観「米の景」があり、「地」の中から浮かび上がる「図」として、暮らしの景観「賑の景」、歴史・文化的景観「郷の景」、たたら製鉄による景観「鉄の景」に区分することができます。（※1 図と地）

その区分に対応して基本的景観形成方針を設定し、良好な景観形成を推進します。さらに、その中から特色ある景観を有する地区においては、詳細の基準を設定する地区として景観計画重点区域とし、奥出雲町らしい景観形成を推進します。



地域区分		景観形成の考え方	対象地域
地の景観	季の景	原風景としての自然景観の保全	全地域
	米の景	盆地に広がる田園景観の保全・修復	自然田園地
図の景観	賑の景	そこに暮らす人々の良好な生活文化の保全・創出	まとまった集落地
	鉄の景	たたら製鉄により形成された独自文化の保全・伝承	文化的景観地区
	郷の景	歴史に裏打ちされた地域の誇りである景観の保全・伝承	神話伝承地 景観上重要な建築物等が点在している。
	縁の景	人と人とのつながりの中に形成された絆という縁の景観づくり	住民意識の中にあり、生活文化に根付いたもの

※1 図と地 形、存在が認められる「図」に対し、その背景となる部分を「地」と呼ぶ。「図」は、注意をひき、浮き上がって見え、背景からまとまって感じられる部分。「地」は、際立って認められる「図」を、背景にあって引き立てる部分である。

2 基本目標

奥出雲町らしい景観づくりを推進するため、奥出雲町景観計画の基本目標を次のように定めます。

基本目標Ⅰ

景観づくり

地域の特性を活かした個性的な（奥出雲らしい）

縁の景観づくり

景観形成において地域の固有の特性を活かし個性的な（つまり奥出雲らしい）景観形成を図ることが基本となります。「奥出雲らしさ」とは何かについて、奥出雲町総合計画において「自然」と「歴史」をキーワードにしています。

船通山や斐伊川など後世に残し保全、継承すべき美しく豊かな自然があり、また、たたら製鉄、神話伝承地としての有形無形の歴史、文化資源が背景にあります。つまり「奥出雲らしさ」とは、こうした町の歴史、文化と自然が織りなす景観に加えて、そこから生まれた生活文化、町民気質等の要素が複合して醸し出されるものと考えられます。

景観形成の目標の一つの柱として、こうした奥出雲らしい個性的な景観形成をはかる必要があります。

基本目標Ⅱ

ひとづくり

「出会う」「気づく」「愛でる」住民が主役の

縁の景観づくり

良好な景観づくりが実効性のあるものになるかどうかは、景観形成における住民、事業者、行政等各主体の間でのパートナーシップによる取組みの進め方次第であるとも言えます。景観に対する住民、事業者の関心度合により景観形成の方向性が左右されます。伝統行事等の継承を通じて、景観に関する町民意識の醸成を図りながら、地域の魅力ともう一度「出会い」、人と人とのつながりを持って、地域資源に「気づき」、活用しながら奥出雲の良さを「愛でる」という「出会い」・「気づき」・「愛でる」の町民が主役の縁による景観づくりを目指します。

基本目標Ⅲ

まちづくり

「守り」「育て」「紡ぐ」過去・現在・未来をつなぐ

縁の景観づくり

景観づくりは、過去・現在・未来をつなぐ、まちづくりと言えます。自然と歴史が織りなす景観は、先人の生活文化の蓄積の上に形成され、今後も途切れることなく次世代へ継承し、「守り」続けなければなりません。

その守り続けられてきた自然、歴史、文化等の景観要素を総合的に活用していくことがまちづくりであり、良好な景観形成のためにまちを育て、人を育て、心を育てる広い視野を持てる取組みを進めます。

また、良好な景観づくりに向けて不都合な景観事象に対し改善的な方向付けをすすめていくことも一つのまちづくりの課題でもあります。合意形成の時間や整備費用等の制約はありますが、現在の環境をよりよいものにしていくために行政、住民が一体となって知恵や工夫等を総合的に組み合わせた縁による景観づくりを目指します。

3 良好な景観形成に関する方針



季の景

季節を愛でる自然的景観

「すがすがしい」自然景観の保全

- 奥出雲町にある山々を中心として広がる自然豊かな森林を保全し、緑豊かな山や森がつくり出す美しい自然景観を継承するために森林の適正な維持管理を行います。
- 森林を中心とした自然景観の中に変化を与える斐伊川などの魅力的な河川など水辺環境を適切に保全し、その景観を楽しむことができるよう活用を図ります。
- 下から見える眺望と上から見下ろす眺望の両方に配慮し、山並みと川、森がつくり出す美しい眺望保全に努めます。
- 建築物や構造物の建設にあたっては、形態・規模・色彩などに配慮し、周辺の農村景観や背景となる自然景観との調和を図るものとします。



米の景

仁多米がつなぐ生産的景観

「おいしい」田園景観の保全と再生

- 鉄穴流しによって拓かれた豊潤な大地により、幾重にも重なる棚田が広がる生産的景観資源は、山・森・水といった景観資源と並び奥出雲を代表する景観です。農業の生産基盤を確保しながら、雄大な現在の農村景観を次世代に継承します。
- 農作物がつくり出す実りある景観や、収穫などの農作業風景など農業生産活動そのものがつくり出す変化に富んだ景観を資源として活用します。
- 建築物や構造物の建設にあたっては、形態・規模・色彩などに配慮し、周辺の農村景観や背景となる自然景観との調和を図るものとします。



潤いと賑わいのある暮らしの景観資源

「たのしい」古さと新しさの共存の推進

賑の景

- 自然、田園風景に包まれた低層の町並みを継承するため、周囲の町並みから突出しない高さとするとともに、周囲の景観と調和が図られる落ち着いた色彩、周囲の緑化に配慮します。また、屋外広告物も必要最小限且つ周囲の景観と調和する色彩での掲出とするよう配慮します。
- 協働で行われてきた花と緑のまちづくりの取り組みを継続し、花と緑による潤いと安らぎと美しさを感じることができるよう、まちなみの質の充実を図ります。
- 建築物や構造物のデザインは、形態・規模・素材・色彩などに配慮し、背景となる自然景観及び農村景観と調和するものとします。



郷土愛を育む歴史・文化的景観

「ゆかしい」歴史・文化の再認識と共生

郷の景

- 歴史的建造物や神話伝承地は町内各所に存在し、周辺住民のもとで時代を超えて守られてきました。この奥出雲町の特出すべき個性ある景観を重要な地域資源として、今後も保全・活用していきます。
- 歴史・文化を象徴する伝統行事、祭りなどの景観を後継者の育成や体験を通じて次世代に継承していく必要があります。また、田植え囃子や祭り、太鼓や笛など心に刻まれるものもあります。これらのふるさとの伝統を守り、育てていく取り組みを行います。
- 建築物や構造物の建設にあたっては、形態・規模・色彩などに配慮し、周辺の農村景観や背景となる自然景観との調和を図るものとします。



連綿と続くたたら製鉄の景観資源

「ほこらしい」奥出雲特有の製鉄文化の保存・継承

鉄の景

- かつてたたら製鉄で栄えたこの奥出雲町では大半の町民が多かれ少なかれ製鉄の恩恵を享受しており、製鉄関連の遺跡や景観については理解し、良好に保存継承されてきました。しかしながら、現在はその価値が次世代へ継承されにくくなっています。その価値の再認識による、普及啓発をはかります。
- 奥出雲の宝であるこのたたら製鉄文化を保存継承していくための組織づくりをすすめます。
- 建築物や構造物の建設にあたっては、形態・規模・色彩などに配慮し、周辺の農村景観や背景となる自然景観との調和を図るものとします。

4 景観計画重点区域の設定について

奥出雲町には、豊かな自然景観、歴史・文化的景観など、良好な景観を有する地区が存在しますが、良好な景観形成を推進するためには、これらの地区の個性を生かし、さらに魅力を高める必要があります。

そのためには、特に良好な景観の形成、文化的景観の保全を図る必要がある区域について、景観形成上重要な地区として重点計画区域に指定します。

重点景観計画区域においては、地区独自の景観形成基準を定めていくなど、地区特性を活かした良好な景観の形成を図るため、住民などの合意形成に基づき、独自の景観形成の目標や方針、基準などを定め、地区の景観資源や個性を生かした景観形成に取り組むこととします。

景観計画重点区域は、奥出雲町の有する景観特性が象徴的に現れ、まちづくりを進めていく上でも重要な役割を担う場所として、良好な景観形成が必要とされる場所を選定していきます。

景観計画重点区域を選定する場合は、以下のいずれかの項目に該当するものとしします。

ランドマーク

本町の景観特性である5つ景のいずれかに該当し、奥出雲町の景観を代表するシンボルとなる緑や水辺、貴重な自然や建造物があること。

文化的景観

地域における人々の生活や生業及び風土によって形成された奥出雲町独自の生活文化・歴史を伝える文化的景観があること。

自主性

住民が自らの地域を誇れるような生活環境、景観形成づくりを目指しており、住民の協力と自主性があり、能動的な取組みがあること。

奥出雲町の固有の景観特性が象徴的に現れ、景観計画重点区域の振興をはかるためにも下記の基本的な方針により奥出雲町らしい景観形成を推進します。

奥出雲町らしさを印象づける

文化的景観の保全・再生を推進します

奥出雲には、地域における人々の生活及び生業及び当該地域の風土により形成された景観を有する地区が多く残されています。

こうした地区の特性を踏まえ保全・再生するため、そうした景観を有する地区を重点景観計画区域に指定し、奥出雲町の地形に恵まれて形成された生活文化を伝える文化的景観の保全・再生を推進します。

歴史的・文化的景観を保全継承するため

建築物や屋外広告物等を誘導します

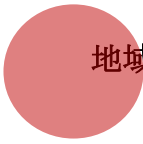
鉄穴流しによって拓かれた豊潤な大地とその背景にそびえる山並み等の風景は水と緑が一体となった自然豊かな奥出雲を印象づける重要な場所です。こうした景観を有する地域では、ビューポイントを設定するなどし、そこからの良好な眺望景観や沿道景観を保全・創出するために、建築物等の色彩、高さ、屋外広告物等の景観形成についての基準を設定します。

その他の地域についても、周辺の自然・田園景観や町並みとの調和に配慮した景観形成を推進します。

良好な景観づくりを先導する公共空間の質を向上します

道路、公共建築物は本町の骨組みといえる重要な要素であり、奥出雲の景観形成に大きな影響を与えるものです。

景観重要公共施設への指定方針を設定し、奥出雲町の景観を先導する質の高い公共空間による景観形成を推進します。




地域の個性の創出と住民等による

主体的な景観形成を推進する仕組みを作ります

奥出雲町の文化的景観を真の意味で保全・継承するためには、地域特性に応じた景観形成の推進と住民一人ひとりが参加する地域主体の景観づくりが不可欠です。

地域特性に応じた地域区分毎に、景観形成方針を設定します。また、より身近な地区レベルの景観形成を進めていくために住民、事業者、行政の協働の取り組みによる、地域主体の景観まちづくりに向けて、意識啓発や住民参加に関する施策を展開します。

また、地域景観を特徴づける歴史的建造物や古木・大樹の保全・活用の施策により、景観形成への住民の関心を高め、身近な個性と愛着のある景観づくりを推進します



景観計画重点区域の候補について

【布勢地区 佐白町】

江戸時代より流通の拠点地域として発展し、経済・文化・交流の拠点であった名残があるとともに、古事記・日本書紀・出雲国風土記までさかのぼる神話の舞台となる箇所がいくつも残っている歴史・文化的景観の保全。

【三成地区 鬼の舌震周辺】

自然景観や歴史景観などが複合的に重なり合っており、そこに神話の趣きが溶け込んでいる複合的景観の保全。

【亀嵩地区 郡】

田園の緑に溶け込む、暮らしの文化を伝える集落景観の保全。

【阿井地区 真地】

櫻井家や榎原たたらなどのたたら製鉄の景観と風致があり、自然と田園によって構成される文化的景観の保全。

【三沢地区 大吉】

大吉たたら跡や大規模な鉄穴流しと鉄穴残丘を良好に残す区域であり、自然と田園によって構成される文化的景観の保全。

【鳥上地区 山県】

鳥上木炭銑工場（日刀保たたら）を中心とし、たたら製鉄の中心地であるこの区域、鉄穴流しやト蔵家の原たたら山内の面影も残すたたら製鉄の景観の保全。

【横田地区 横田駅周辺】

JR 出雲横田駅を中心として、活気と魅力ある商店街の形成を目指すとともに、周囲の環境と調和し、落ち着いた町並みを形成する暮らしと交流の景観の保全。

【八川地区 雨川】

絲原家や隠地製鉄遺跡など、たたら製鉄の景観と風致を残すたたら製鉄の景観の保全。

【馬木地区 大原新田】

絲原家の大原鉦山内があった地を幕末ごろ開発した水田であり、鉄穴流しの技法を用いて造成した代表的なものとしての文化的景観の保全。

第4章

良好な景観づくりに関する方針と行為の制限

奥出雲町全域において、景観に大きな影響を与える大規模な行為とその行為を行う際に守るべき制限事項を定め、町内で届出対象行為を行う際は、その行為に着手する30日前までに届出を行い、その行為が景観形成基準に適合しているか審査します。

1 条例で定める届出行為

届出対象行為		規模
建築物の新築、増・改築、移転、撤去、外観の変更		高さ10m若しくは3階建て又は建築面積200m ² を超えるもの
工作物の新築、増・改築、移転、撤去、外観の変更	垣（生垣を除く）、さく、塀、擁壁等	高さが2m又は長さが5mを越えるもの。ただし、擁壁その他これらに類するものは高さ5mを越えるもの。
	煙突、排気塔等、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱等、電波塔、記念塔、物見塔等、高架水槽、冷却塔等、彫像、記念碑等、観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、コースター等、コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラント等、石油・ガス・液化石油ガス・穀物・飼料等を貯蔵し、又は処理する施設、汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設等	高さが10m又は築造面積が200m ² を超えるもの（注1） 注1：工作物が建築物と一体となって設置される場合は、工作物の高さが5mを超え、かつ、地盤面から工作物の上端までの高さが10mを超えるもの
	自動車車庫の用に供する立体的施設	高さが10m又は築造面積が200m ² を超えるもの（注2：注1に同じ）
	電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線等（これらの支持物を含む）	高さ20mを超えるもの（支持物が建築物と一体となって設置される場合は、支持物の高さが5mを超え、かつ、支持物の上端までの高さが20mを超えるもの）
	広告板、広告塔、装飾塔等	高さ5m又は表示面積10m ² を超えるもの（注3：注1に同じ）
屋外における物品の集積・貯蔵		高さ5m又は面積1,000m ² を超えるもの
鉱物の掘採、土石等の採取		面積が300m ² を超えるもの、又は高さ及び長さがそれぞれ5m及び10mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの
土地の区画形質の変更		

2 景観形成基準

良好な景観の形成のための行為の基準は次のとおりとします。

(1) 共通事項

- ①行為地の選定に当たって、景観形成上重要な地域の良い景観を損なうことのないよう、かつ、主要な展望地からの眺望の妨げにならないよう、特に配慮すること。
- ②行為地内に複数の建築物、工作物及び屋外駐車場等を設ける場合には、施設間の調和に配慮すること。
- ③行為の期間中は、敷地周囲の緑化や工事堀等による修景に工夫するとともに、周囲の道路からの遮へいに努めること。

(2) 個別的事項

建築物の建築等

◎位置

- ①行為地が歴史的建造物等の優れた景観資源に近接する場合は、その保全に配慮した位置とすること。
- ②行為地が主要幹線道路又は景勝地等に通じる主要道路等に接する場合は、できる限り当該道路等から後退した位置とすること。
- ③行為地が山稜の近傍にある場合は、稜線を乱さないよう、できる限り尾根から低い位置とすること。

◎規模

景観形成上重要な地域において、主要な展望地からの眺望を著しく妨げることのないよう配慮すること。

◎形態

- ①地域の景観と調和するよう配慮すること。
- ②周辺に圧迫感を与えないよう工夫すること。

◎意匠

- ①地域の景観と調和するよう配慮すること。
- ②建築物の屋外階段、壁面設備及び屋上設備は、当該建築物との一体性を確保するよう配慮すること。ただし、やむを得ない場合には、主要な展望地又は道路からできる限り見えない位置に設置すること。
- ③建築物に設置する看板及び広告塔は、必要最小限の大きさ及び設置箇所数にとどめるとともに、建築物及び周辺の景観との調和に配慮すること。

◎色彩

- ①けばけばしい色彩はできる限り避け、落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮すること。
- ②敷地内の屋外設備、工作物等の色彩は、大規模建築物本体及び周辺の景観との調和に配慮すること。

◎素材

- ①地域の優れた景観を特徴づける素材の活用に配慮すること。
- ②外壁等の材質は、できる限り耐久性に優れ、維持管理の容易なものとする。

◎敷地の緑化

- ①敷地内はできる限り緑化し、かつ、敷地の境界を囲う場合には、生け垣等の植栽に努めること。
- ②樹姿又は樹勢が優れた既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮すること。

◎その他

- ①屋外駐車場は、できる限り出入口を限定するとともに、生け垣、塀、柵等を設け、安全上支障のない範囲で道路から直接見通せないよう配慮すること。
- ②屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮すること。
- ③空気調和設備等の屋外機及びバルコニーの物干し金物の位置を工夫すること。

工作物の建築等

建築物の建築等における基準と同じ

屋外における物品の集積又は貯蔵

◎集積又は貯蔵の方法

- ①主要な展望地及び道路等の公共用地からできる限り見えない方法を工夫すること。
- ②適切な集積又は貯蔵に努めること。

◎遮へい

- ①敷地外からの出入口は、できる限り限定すること。
- ②敷地周囲の緑化に努める等周囲の道路等からの遮へいに配慮すること。

鉱物の掘採又は土石等の採取

◎遮へい

- ①敷地外からの出入口は、できる限り限定すること。
- ②敷地周囲の緑化等により周囲の道路等からの遮へい措置を講じること。

◎事後の措置

- ①長大な法面又は擁壁を生じないように配慮すること。ただし、やむを得ない場合には、次のことを工夫すること。
 - ・法面は、緑化可能な勾配とすること。
 - ・擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。
- ②行為を終了した所から速やかに自然植生と調和した緑化等により修景を行うこと。

◎その他

主要な展望地及び道路等の公共用地から掘採又は採取の場所ができる限り見えないよう、掘採又は採取の方法を工夫すること。

土地の区画形質の変更

◎変更後の形状

- ①長大な法面又は擁壁を生じないように配慮すること。ただし、やむを得ない場合には、次のことを工夫すること。
 - ・法面は、緑化可能な勾配とすること。
 - ・擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。
- ②行為終了後においては、土地の不整形な分割又は細分化は避けること。

◎緑化

行為を終了した箇所から速やかに自然植生と調和した緑化等により修景を行うこと。

◎その他

埋立て又は干拓に当たっては、護岸、堤防等は、周辺の景観と調和するよう形態、素材等を工夫すること。

3 景観重要建造物の指定の方針.....

良好な景観形成に重要な役割を持ち、道路などの公共の場所から望見されるものは景観重要建造物に指定して、積極的にその保全及び活用に努めます。

景観重要建造物を指定する場合は、以下のいずれかの項目に該当するものとします。

- その地域の歴史や文化を感じさせるもの

- 故事、伝承にまつわる建造物で、古くから地域住民に親しまれているもの
- 地域の良好な景観形成の規範となるもの
- ランドマークとしてデザイン性に特に優れたもの

4 景観重要樹木の指定の方針

良好な景観形成に重要な役割を持ち、道路などの公共の場所から望見されるものは景観重要樹木に指定して、積極的にその保全及び活用に努めます。

景観重要樹木を指定する場合は、以下のいずれかの項目に該当するものとしてします。

- その地域の歴史や文化を感じさせるもの
- 故事、伝承にまつわる樹木で、古くから地域住民に親しまれているもの
- 地域のシンボルとして美しい樹容を有するもの
- まちなみに溶け込み親しまれ景観の形成上重要な位置にあり、地域の良好な景観形成を進めるうえでその保全が求められるもの

5 屋外広告物の表示等に関する行為の制限

屋外広告物は、企業宣伝や日常生活の利便向上に効果がありますが、その一方で、無秩序かつ過剰に設置されたり、突出して派手な色彩のものだと、景観を損ねてしまいます。このことから、景観計画区域内における屋外広告物の表示及び屋外広告物の掲出に関する基準事項については、良好な景観を形成し、もしくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため定められた「島根県屋外広告物条例」の適切な運用と、良好な景観の形成に関する方針に基づき、今後も周辺の景観に配慮した屋外広告物の誘導を図っていきます。

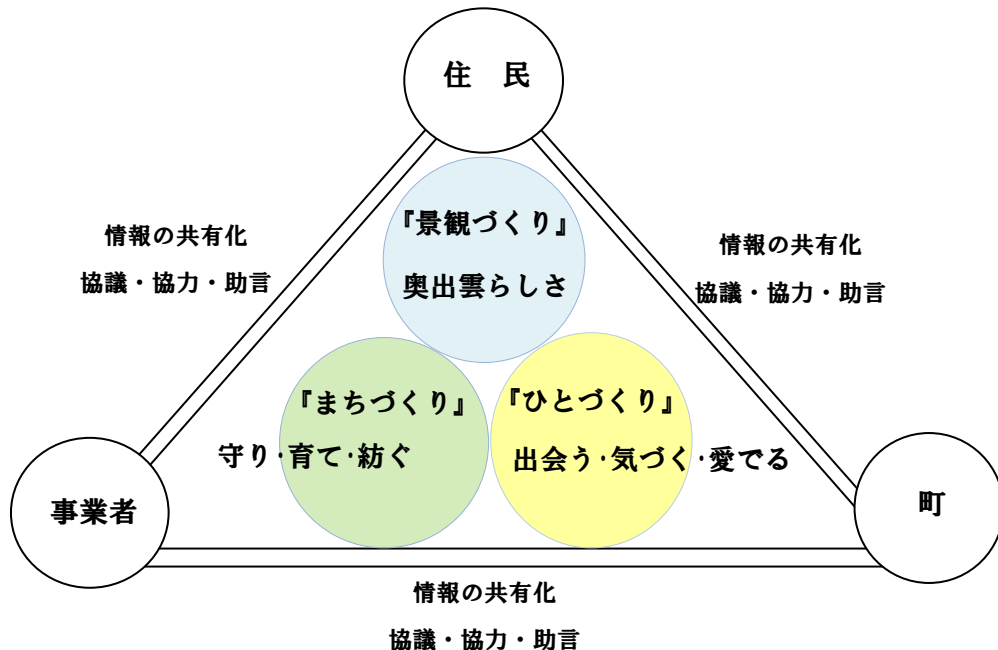
6 景観重要公共施設の整備に関する基本的事項・整備方針

道路や河川、公園などの公共施設は本町の景観の一部であり、また地域のシンボルとなるものであることから、整備にあたっては本計画に基づき良好な景観形成の先導的な役割を果たす必要があります。

このため、地域の良好な景観形成において、特にランドマークとなるような公共施設及び将来そのように整備する公共施設については、管理者と協議の上、景観形成の方針に沿った整備や利用が図れるよう、景観計画において景観重要公共施設として位置づけ、積極的な整備を推進します。

1 住民、事業者、町による景観づくり

地域の特性と風土に根付く歴史的、文化的な伝統文化を保全をし、奥出雲らしい景観の魅力を生かし、新たに創出していくためには、住民、事業者、町の各主体同士の良好な景観づくりに対するイメージを共有化していくことが不可欠です。景観計画の運用に際しては、景観形成基本目標、景観形成基準に則した協議調整だけでなく、日常的な景観づくりに係る地域活動を通じて、関係者間のイメージの共有に努め、ハードとソフトの両面から良好な計画の形成を推進することが大切となります。



(1) 住民の役割

景観を構成する建築物や工作物は、私たちの日常生活の中で使うものであり、身近にあるものです。これらのつくり方や使い方は、その町並みの景観に大きく影響を及ぼします。そのため、町民は自らが景観形成の主体であるという認識と自覚を持ちながら、良好な景観を形成し保全することを、自らが考えて取り組むことが重要です。

また、建築物や土地は個人の財産ですが、景観という観点では、公共の財産とも言えます。私たちは自らの財産を適切に管理し、周辺の景観、環境への影響を意識し、心がけることが大切です。

良好な景観の形成及び保全といっても、特に難しいことはなく、次のような行動が、良好な景観の形成及び保全に繋がります。

- ごみを散らかさないようにする。
- 清掃活動へ参加する。
- 周囲の景観と調和する住宅を建築する。
- 自分の家の周囲の緑を増やし、整える。
- 身近な地域で景観のルールをつくる。
- 地域の歴史や文化に関心を持つ。

他にも景観の形成及び保全に繋がることは多くあり、小さなことをひとつずつ積み重ねることで、町民相互に良好な景観の形成に対する理解を深め、協力することにより、奥出雲らしい景観につながります。

(2) 事業者の役割

事業者も良好な景観の形成の主体です。事業活動を行う際には、景観計画の意図を十分に理解した上で、地域の実状に合わせた事業のデザインと計画の立案を行う必要があります。

事業活動が景観だけではなく、環境にも大きく影響を及ぼすことに責任を持ち、事業活動そのものを企業の社会的責任として捉え、良好な景観の形成だけでなく地域振興にも寄与するように適切な配慮を行う必要があります。

そのため、事業者は近隣住民や近隣コミュニティと協同して、良好な景観の形成に努める必要があります。

(3) 町の役割

良好な景観の形成の基本目標にそって、景観計画区域（町全域）における良好な景観の形成を推進するため総合的な施策を策定し、実施します。

○良好な景観に寄与する公共施設の整備

公共施設の整備や維持管理などで、町民や事業者に対して、良好な景観の形成の模範となるような先導的な役割を果たします。

○小中学校での景観教育

良好な景観の形成の実現には、長い期間を要します。このことから、町の将来を担う小中学生に、学校教育の場などにおいて、景観について学習し、体験する場を設け、奥出雲町のすばらしい景観資源の再認識と知識の普及を図ります。

○普及啓発の推進

良好な景観の形成及び保全に対する町民、事業者の意識向上を図るため、町民及び事業者向けのワークショップ、セミナーやシンポジウムなどを随時開催します。

また、景観計画の施策の普及啓発を図るため、町ホームページへの施策の掲載、意識啓発のパンフレットなどを作成、配布します。

○行政職員の意識の向上

施策の立案や事業の実施を通じて良好な景観の形成を図るため、情報の共有化を図るとともに、「奥出雲町らしい景観とはなにか。何をまもり、何をつたえていくべきなのか」を理念として十分に理解し、その具現化に努めていきます。

2 今後の具体的な取組みについて

景観計画に定める景観形成の目標及び景観形成の方針を具現化するために、以下の事項を啓発し、推進していきます。

(1) 景観審議会の設置

良好な景観の形成の推進を図るため、奥出雲町景観審議会を設置します。委員には、学識経験者、関係する行政機関及び民間企業の職員、奥出雲町の住民などから選任します。

審議会では、町長の諮問に応じ、第三者の立場から、景観計画の変更、景観に関する新たな施策などを調査及び審議をすることとします。

(2) 景観計画重点区域の指定

特に良好な景観の形成に取り組む区域として「景観計画重点区域」を指定することができますが、より多くの景観計画重点区域を指定するため、地域の景観まちづくりに関して町民の意見交換を重ねる場を設け、地域主体の活動の活性化を図ります。

(3) 重要文化的景観への取組み

文化財保護法では文化的景観を「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」と定めています。

奥出雲町におけるたたら製鉄に関わる鉄穴流しなどの景観は本町の景観形成の核となっているもので、地域資源としても非常に価値が高いものです。

このことから、たたら製鉄に起因する景観区域を「文化的景観区域」として認定し、保存調査や活用を図っていきます。

たたら製鉄に起因する文化的景観区域に認定した中から、特に顕著である区域について、文化財保護法第134条に規定する国の重要文化的景観の選定申出を行うなど、価値を高めていくものとします。

また、選定された区域については、保存・活用の取り組みを積極的に図り、魅力ある文化的景観を未来へ継承していきます。

(4) 景観地区の指定

景観計画とは別に、市街地における良好な景観の形成を図るために、都市計画区域内に、景観地区を定めることができます。景観地区を定めると、建築物や工作物のデザイン、色彩、高さ、敷地面積などについて総合的に規制・誘導を行うことが可能になります。

良好な市街地景観を形成できるよう、景観地区の指定を検討します。

(5) 景観重要要素の指定

本町の自然的、歴史的な成り立ちに即し、良好な景観形成に重要な役割を持ち、町の個性となっている景観を形成している要素について、「景観重要建造物」、「景観重要樹木」、「景観重要公共施設」等に指定することによって、景観資源を保全し、その認知度を高め、有効に活用することを促していきます。

指定にあたっては、当該物件の所有者又は管理者の意見を聴き、十分な協議のもとに保全、管理及び活用に係る事項を定めた上で行うものとします。

(6) 景観農業振興地域整備計画

景観農業振興地域整備計画とは、景観と調和のとれた良好な営農条件の保全を図る必要があると認める場合に、町が作成する計画です。景観農業振興地域整備計画の区域、景観と調和のとれた土地の産業上の利用に関する事項、農業生産の基盤の整備や開発に関する事項、農用地の保全に関する事項などを定めることができます。

本町にとって農業は基幹産業であるとともに鉄穴流しによって拓かれた幾重にも広がる棚田景観は奥出雲を代表する景観資源です。農業振興地域整備計画との整合性をはかりながら、田園景観の保全を図ることができるよう、景観農業振興地域整備計画の策定を検討します。

(7) 景観協定の推進

景観協定とは、景観計画区域の一団の土地について、良好な景観の形成を図るため、土地所有者などの全員の合意により、対象となる土地の区域における良好な景観の形成に関する事項を協定できる制度です。

奥出雲町にも景観協定を結び景観に配慮した町並みの推進を図ってきた地区があることから、さらに景観に対する住民意識の向上をはかり、景観協定の締結を推進します。

(8) 景観協議会の設置について

景観協議会とは、良好な景観の形成を図るために必要な協議を行う組織のことで、景観行政団体、景観重要公共施設の管理者、景観整備機構などにより構成され、必要に応じて、関係行政機関及び観光、商工、農業などの団体、公益事業を営む者、町民その他良好な景観の形成促進のための活動を行う者を加えることができます。

地域の景観についての課題を解決しようとするときに、一同に会して話し合うことで、理解し合う機会となることが期待されることから、景観協議会の設置を検討します。

(9) 自主的な景観形成団体等への支援

良好な景観は、町民にとってまちへの愛着や誇りに結びつきます。また、心の豊かさや快適な生活の大切な要素となります。地域ごとのまちづくりと景観形成を一体化させ、共通のビジョンで、町内全域での景観形成促進を図っていきます。

そのため、地域の自主的な景観保全団体に対し、既に創設した「きらり輝く地域づくり事業」や「地域活力創造事業」などの助成制度を活用し、提案団体や活動団体として認定するとともに、情報提供、研修機会の提供などの支援を行っていきます。

(10) 基金の造成

良好な景観の形成の推進を図るため、奥出雲町景観まちづくり基金を造成します。

3 景観計画の見直し

良好な景観の形成のためには、持続的に取り組むとともに、景観計画の改良を重ねて発展させていく必要があります。そのためには景観計画の効果を明らかにした上で、施策の進捗状況を常に把握し、「住民」、「事業者」、「町」などの各主体が情報の共有化に努めることが大切です。

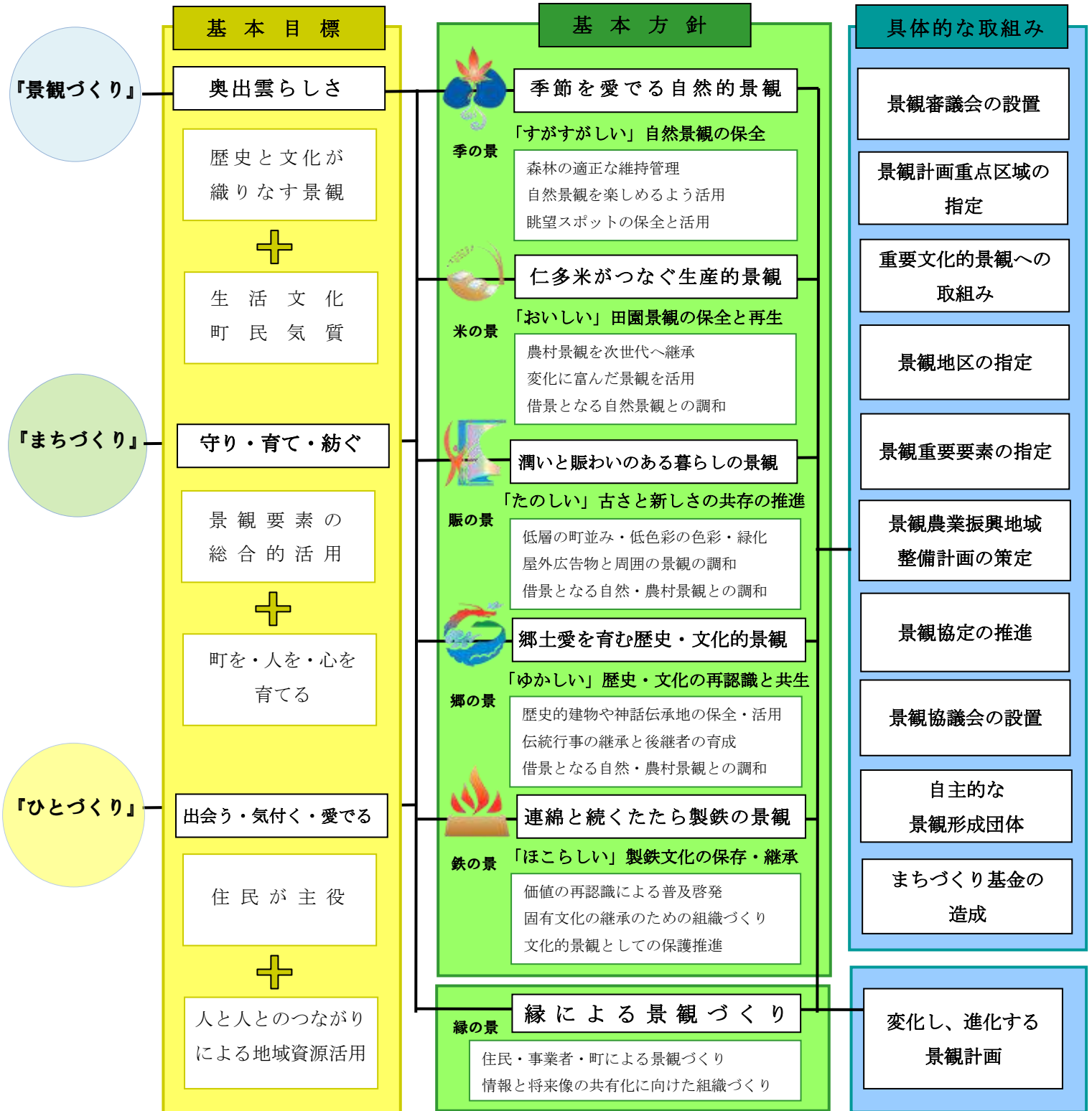
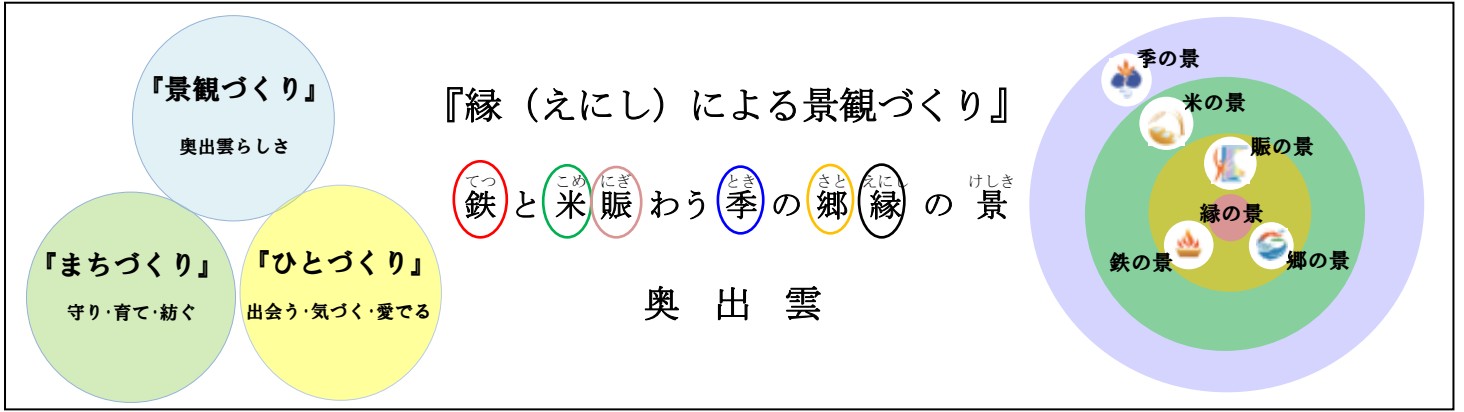
下記の項目について、適時、検討するものとします。

- ①景観づくりのための行為の制限の見直し
- ②目標指標の達成状況の分析と評価

景観まちづくりの進捗状況を踏まえ、定期的に内容を検討するとともに、社会経済情勢の変化及び施策の効果等を踏まえて、おおむね5年ごとに見直し、所要の変更を行うこととします。

見直しは町（行政）の立場からではなく、「住民」、「事業者」が一体となって取り組めるような推進体制をもち、それぞれの立場の意見を聴きながら進めていくものとします。

4 施策体系について



奥出雲町景観条例

平成24年 2月23日
奥出雲町条例第 2 号

目次

第1章 総則(第1条-第6条)

第2章 良好な景観形成

第1節 景観計画(第7条・第8条)

第2節 景観計画区域内における行為の制限等(第9条-第16条)

第3節 景観重要建造物等(第17条)

第4節 景観阻害物件等(第18条・第19条)

第3章 町民参加による良好な景観形成(第20条-第23条)

第4章 奥出雲町景観審議会(第24条-第29条)

第5章 雑則(第30条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、町の景観づくりの施策に関し基本的な事項を定めることにより、町の景観形成を総合的かつ計画的に推進し、町民が誇りと愛着の持てる魅力あるまちの形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ該当各号に定めるところによる。

- (1) 景観計画区域 景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第8条第2項第1号の景観計画区域をいう。
- (2) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (3) 工作物 建築物以外の工作物のうち規則で定めるものをいう。
- (4) 事業者 商工業及び農林水産業など経済的事業を営む者をいう。
- (5) 町民等 奥出雲町内に居住又は滞在、若しくは町内を通過する者をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(基本理念)

第3条 良好な景観は、地域の自然環境、歴史的背景との調和に配慮して形成されなければならない。

2 良好な景観は、地域の特色を尊重し、町民等が快適で心地良い生活を営むことができるよう形成されなければならない。

3 良好な景観は、地域の活性化に資するよう、町、事業者及び町民等が互いに協力し、一体的な取り組みのもとで形成されなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、景観づくりを推進するため、必要な施策を策定し、これを総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 町は、景観づくりに関する施策の策定及び実施に当たっては、町民等及び事業者の意見を反映するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、自らの活動が地域の景観に大きな影響を与えることを認識し、地域の景観づくりに寄与するよう努めるとともに、景観形成に関する町の施策に協力するよう努めなければならない。

(町民等の責務)

第6条 町民等は、自らが景観づくりの主体であることを認識し、積極的に良好な景観づくりを行うよう努めなければならない。

2 町民等は、自ら進んで景観の形成に寄与するよう努めるとともに、景観形成に関する町の施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 良好な景観形成

第1節 景観計画

(景観計画の策定)

第7条 町長は、景観計画を定め、景観計画区域を指定するものとする。

2 町長は、景観計画を定めようとするときは、法第9条に定めるもののほか、審議会（第24条に規定する奥出雲町景観審議会をいう。以下同じ。）の意見を聴かななければならない。

3 前項の規定は、景観計画の変更について準用する。

(景観形成重点地区の指定)

第8条 町長は、景観計画区域のうち、特に良好な景観形成を図る必要があると認める地区を、景観形成重点地区（以下「重点地区」という。）に指定することができる。

2 前条第2項の規定は、重点地区の指定、指定の解除及び区域の変更について準用する。

第2節 景観計画区域内における行為の制限等

（届出を要する行為）

第9条 法第16条第1項第4号の規定による良好な景観形成に支障を及ぼすおそれのある行為として条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 建築物又は工作物の撤去

(2) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更

(3) 木竹の伐採

(4) 屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積で、堆積期間が90日を超える行為

2 前項に定める行為をしようとする者は、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日、行為の完了予定日、並びに行為をしようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）を町長に届け出なければならない。

（届出及び勧告等の適用除外）

第10条 法第16条第7項第11号に規定する行為は、別に規則で定める。

（行為の届出）

第11条 法第16条第1項及び第2項の規定による届出は、規則で定めるところにより行うものとする。

（行為の完了の届出）

第12条 法第16条第1項及び第2項の規定による届出をした者は、当該届出による行為を完了したときは、規則で定めるところにより速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

（事前協議）

第13条 法第16条第1項に規定する届出を行う者は、その届出を行う前にあらかじめ、町長と協議しなければならない。その協議を行った行為の変更についても同様とする。

2 町長は、前項の規定による協議があったときは、当該行為が景観計画に適合しているかを回答するものとする。

(助言及び指導)

第14条 町長は、法第16条第1項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が景観計画に適合しないものであると認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な措置を講ずるよう助言又は指導することができる。

(勧告又は命令に係る手続)

第15条 町長は、法第16条第3項の規定による勧告又は同法第17条第1項若しくは第5項の規定による命令をしようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

(勧告に従わないときの措置)

第16条 町長は、法第16条第3項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）を公表することができる。

2 町長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に対して意見を述べる機会を設けるとともに、審議会の意見を聴かなければならない。

第3節 景観重要建造物等

(景観重要建造物及び景観重要樹木の指定及び解除)

第17条 町長は、法第19条第1項の規定による景観重要建造物の指定又は法第28条第1項の規定による景観重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

2 町長は、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。

3 前2項の規定は、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の解除について準用する。

第4節 景観阻害物件等

(景観阻害物件等の所有者等に対する要請)

第18条 町長は、重点地区内の良好な景観の形成を阻害するものであると認める建築物、工作物その他の物件があるときは、当該物件の所有者、管理者又は占有

者（以下「所有者等」という。）に対し、良好な景観の形成に関し必要な措置を講ずるよう要請することができる。

（空き地の利用等に関する要請）

第19条 町長は、重点地区内の空き地が良好な景観の形成を阻害していると認めるときは、当該空き地の所有者等に対し、良好な景観の形成に配慮した利用又は管理を図るよう要請することができる。

第3章 町民参加による良好な景観形成

（普及啓発）

第20条 町長は、町民等に対し、良好な景観形成に関する啓発及び知識の普及を図るため、広報活動、情報提供その他必要な施策を講ずるものとする。

（景観形成活動団体）

第21条 良好な景観形成を図る目的をもって活動する団体は、景観形成活動団体（以下「活動団体」という。）として町長に認定を申請することができる。

2 町長は、良好な景観形成に貢献したと認める活動団体を表彰することができる。

3 町長は、活動団体に対し、情報の提供、学習機会の提供等その他必要な支援をすることができる。

（景観協定の認可）

第22条 法第81条第4項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、町長に申請しなければならない。

2 前項の規定は、法第84条第1項の認可について準用する。

（景観協議会の設置）

第23条 町長は、良好な景観形成に必要と認めるときは、法第15条第1項の規定により、景観協議会を設置することができる。

第4章 奥出雲町景観審議会

（設置）

第24条 景観形成に関する重要事項を調査審議するため、奥出雲町景観審議会を置く。

（所掌事務）

第25条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) この条例によりその職務に属するものと定められた事項
- (2) その他本町の良好な景観形成に関し、町長が必要と認める事項

(組織等)

第26条 審議会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 町長が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

(会長等)

第27条 審議会に会長1人を置き、委員の互選による。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第28条 審議会は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第29条 第23条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第5章 雑則

(委任)

第30条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。